

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 21 日

小田原市長 加藤 勝一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

川東第 3 地区（下中 ※） ※JA かながわ西湘の支店範囲

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 14 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 9 経営体（うち認定農業者 3 経営体）

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の利用を促進していくが、困難な場合には、当面利用権の設定を併用していく。

6. 地域農業の将来のあり方

○取組事項

下中：複合化、6 次産業化、高付加価値化、新規就農の促進、都市住民との交流による観光農業の拡充

棚田等の地域農業資源を活用した消費者との交流拡大、経営の多角化